

水質汚濁防止法第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の届出について

1 届出の必要な場合	工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合 ○ 特定施設については「水質汚濁防止法施行令別表第1」を参照してください。 ○ 有害物質については「水質汚濁防止法施行令第2条」を参照してください。
2 届出を行う者	工場又は事業場に特定施設等を設置しようとする者 ○ 法人の場合には、原則として、本社の住所・代表者の氏名を記入してください。
3 届出書類	①特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書（様式第1参照） ②特定施設の構造（別紙1参照） ③特定施設の設備（別紙1の2） ○ 有害物質使用特定施設に該当しない場合は不要です。 ④特定施設の使用の方法（別紙2参照） ○ 原材料の種類、使用の方法及び1日当たりの使用量の欄には、主に使用する原材料を記入してください（ただし、<u>水質汚濁防止法施行令第2条に規定される有害物質が含まれる原材料については、使用量が少量であっても、全て記入してください。</u>）。 ⑤汚水等の処理の方法（別紙3参照） ○ 排水処理の系統図を添付してください（別添1）。 ○ 排水処理施設がある場合は、仕様書、カタログ等を添付してください。 ⑥排出水の汚染状態及び量（別紙4参照） ⑦排出水の排水系統別の汚染状態及び量（別紙5参照） ⑧用水及び排水の系統（別紙6参照） ⑨特定施設の構造図（別添2） ○ 仕様書、カタログ等を添付してください。 ⑩配置図（別添3） ○ 排水処理施設を含めた事業場内の全建物の配置及び排水口の位置が記載されている図面を添付してください。 ⑪各階平面図（別添4） ○ 特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置並びに設備の配置を記載している全ての階の平面図を添付してください。 ⑫操業系統図（別添5） ○ 製造及び作業工程の系統図を添付してください。 ⑬用水及び排水の系統図 ○ 用水及び排水系統の平面図を添付してください（別添4）。 ○ 用水及び排水系統の立面図を添付してください（特定施設が複数階に設置されている場合のみ）。 その他、必要に応じて、以下の書類を添付してください。 ⑮ 付近見取図（別添6）
4 届出部数	3部 ○ 1部は、審査完了後に返却します。
5 届出期限	有害物質使用特定施設等の設置工事着手日の 60日前 まで。

	○ 届出日及び設置工事着手日は算入しません。
6 罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。
7 提出先及び問合せ先	○ 工場又は事業場の所在地が<u>北区、上京区、左京区、中京区、右京区</u>の場合 <u>京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター</u> 〔 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階 〕 TEL : 075-701-9800 FAX : 075-701-9810 ○ 工場又は事業場の所在地が<u>東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区</u>の場合 <u>京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター</u> 〔 京都市南区西九条森本町62-1 〕 TEL : 075-671-0511 FAX : 075-671-0322
8 備考	○ 合流式下水道地域において、工場又は事業場で有害物質を使用する場合は、「水質汚濁防止法第5条第3項の規定に基づく特定施設の設置の届出について」を参照してください。 ○ 有害物質使用特定施設等を設置している者は、「施設の床面及び周囲」、「施設に付帯する配管等」、「施設に付帯する排水溝等」、「地下貯蔵施設」について有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備又は使用の方法に関する基準を遵守する必要があります。 構造等の基準については、「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について」を参照してください。

水質汚濁防止法特定施設一覧表（施行令第1条 別表第1）

番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 選鉱施設 - ロ 選炭施設 - ハ 坑水中和沈でん施設 - ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） - ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） - ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） - ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 水産動物原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 脱水施設 - ニ ろ過施設 - ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 圧搾施設 - ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 湯煮施設 - ニ 濃縮施設 - ホ 精製施設 - ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） - ハ ろ過施設 - ニ 分離施設 - ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） - ハ 搾汁施設 - ニ ろ過施設 - ホ 湯煮施設 - ヘ 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 圧搾施設 - ニ 真空濃縮施設 - ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 圧搾施設 - ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 原料浸せき施設 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） - ハ 分離施設 - ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ ろ過施設 - ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設

18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精錬機及び精錬そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ス 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除（平成29年8月16日施行）
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ス 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設

28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 湿式アセチレンガス発生施設 - ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 - ロ 静置分離器 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 蒸りゅう施設 - ハ 遠心分離機 - ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ろ過施設 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 - ハ 遠心分離機 - ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 縮合反応施設 - ロ 水洗施設 - ハ 遠心分離機 - ニ 静置分離器 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 - リ 廃ガス洗浄施設 - ス 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ろ過施設 - ロ 脱水施設 - ハ 水洗施設 - ニ ラテックス濃縮施設 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 蒸りゅう施設 - ロ 分離施設 - ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 廃酸分離施設 - ロ 廃ガス洗浄施設 - ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 洗浄施設 - ロ 分離施設 - ハ ろ過施設 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 - チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 - ス シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 - オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 - ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 - ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 - タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料精製施設 - ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四－ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 脱酸施設 - ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設

41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラーン蒸りゅう施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設

63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）、又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキシサイド又は一・四ジオキシサンの混合施設（前各号に該当する物を除く。）
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、つぎに掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1、500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死に獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1、000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるこれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゅう施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

水質汚濁防止法施行令

第二条 法第二条第二項第一号 の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二—ジクロロエタン
- 十四 一・一—ジクロロエチレン
- 十五 一・二—ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一—トリクロロエタン
- 十七 一・一・二—トリクロロエタン
- 十八 一・三—ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 二十 二—クロロ—四・六—ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（別名シマジン）
- 二十一 S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふっ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四—ジオキサン

記入例

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~設置~~（使用、変更）~~届出書

二重線で削除してください。

令和〇年〇月〇日

（あて先）京 都 市 長

自宅住所又は、法人の場合は登記に記載された本社住所を記入してください。

届出者住所

〇〇府〇〇市〇〇町〇〇

名 称

株式会社 京都

本届出の担当者職氏名及び連絡先電話番号を記入してください。

フリガナ
代表者氏名

代表取締役 キョウト 京都 タロウ 太郎

担当者職氏名

施設課 京都 次郎

二重線で削除してください。

電話（〇〇〇）〇〇〇－〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	京の旅館	※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	66の3(イ)(ハ)旅館業のちゅう房施設及び入浴施設	※施 設 番 号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☒	※審 査 結 果
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考
	△特定施設の設備 （有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
第5条第2項関係	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	斜線で削除してください。
	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
第5条第2項関係	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

斜線で削除してください。

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

設置場所（平面図等）の施設
番号と合致させてください。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No. 1	No. 2・No. 3
特定施設番号 及び 名称	66の3 (イ) 旅館業の用に供するちゅう房施設	66の3 (ハ) 旅館業の用に供する入浴施設
型 式		
構 造	壁：コンクリート下地にキッチンパネル貼り コンクリート下地にステンレス貼り （床から1 mまで） 床：コンクリート床（エポキシ樹脂舗装）	御影石作り
主 要 寸 法	面積：150m ² （15m×10m）	浴槽容積：19.2m ³ （6m×4m×0.6m）
能 力	200食/日	20人/回
配 置	別添4「各階平面図」参照	別添4「各階平面図」参照
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和○年 ○月 ○日	令和○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	令和○年 ○月 ○日	令和○年 ○月 ○日
使用開始予定年月日	令和○年 ○月 ○日	令和○年 ○月 ○日
その他参考となるべき事項	有害物質使用特定施設の場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載してください。	

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙 2

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号	No. 1	No. 2・No. 3			
特定施設番号及び名称	66の3 (イ) 旅館業の用に供するちゅう房施設	66の3 (ハ) 旅館業の用に供する入浴施設			
設置場所	別添4「各階平面図」参照	別添4「各階平面図」参照			
操業の系統	別添5「操業系統図」参照	別添5「操業系統図」参照			
使用時間間隔	3:00～24:00	6:00～24:00			
1日当たりの使用時間	18時間 実使用時間を記入してください。	18時間			
使用の季節的変動	なし	なし			
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	食料品 原材料が多種ある場合は主なものを記入してください。ただし、有害物質は全て記入してください。	次亜塩素酸ナトリウム (100g/日)			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6～8	5.8～8.6	6～8	5.8～8.6
	BOD (mg/L)	200	250	40	60
	COD (mg/L)	50	130	40	60
	SS (mg/L)	50	80	30	60
	N (mg/L)	8	30	10	15
	P (mg/L)	2	4	1	2
	大腸菌数 (CFU/mL)	10	20	3	10
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	2	5	3	19.2	
その他参考となるべき事項	廃液を回収したり循環使用したりする場合はその旨を使用してください。				

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 3

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

工場又は事業場における施設番号	A								
処理施設の設置場所	別添 3 「配置図」のとおり				別添 のとおり				
設 置 年 月 日	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日				年 月 日				
工事完成予定年月日	令和〇年 〇月 〇日				年 月 日				
使用開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日				年 月 日				
種 類 及 び 型 式	□□社製□□型 合併処理浄化槽								
構 造	FRP製								
主 要 寸 法	8050mm×3600mm×3350mm								
能 力	150人槽（30m³/日）								
処 理 の 方 式	流量調整型担体流動ろ過循環方式								
処 理 の 系 統	別添 1 「排水処理の系統図」のとおり				別添 のとおり				
集水及び導水の方法	別添 4 「用水及び排水の平面図」のとおり				別添 のとおり				
使 用 時 間 間 隔	終日								
1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間				中和等の反応の用に供する消耗資 材の1日あたりの用途別使用量を 記入してください。				
使用の季節的変動	なし								
消耗資材の1日当 たりの用途別使用量	次亜塩素酸ナトリウム（50g/日）								
汚水等 の汚染 状態及 び量	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6～8	6～8	5.8～8.6	5.8～8.6				
	BOD（mg/L）	200	15	250	30				
	COD（mg/L）	50	5	130	10				
	SS（mg/L）	50	5	80	10				
	N（mg/L）	8	3	30	5				
	P（mg/L）	2	1	4	3				
	大腸菌数 （CFU/mL）	100	10	500	100				
量（m³/日）		10	10	45	45				
残さの種類、1月間の種類 別生成量及び処理方法	汚泥 5m³/日 浄化槽清掃業者に処分委託								
排出水の排出方法	別添3「配置図」のとおり								
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	浄化槽清掃業者：〇〇社 （許可番号〇〇番）				汚水等を全量下水道放流する場 合は、その旨を記入してください。				

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙 5

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

京都府告示「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」
の別表に掲げる整理番号を記入してください。

		指定項目の別		COD						※	
業 種 その他 区 分	汚染状態 (mg/l)	水 量 (m ³ /日)						汚濁負荷量 (kg/日)			
		通常		最大		Q _{co}		Q _{ci}		Q _{cj}	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
特定排出水	214	5	10	10	45					0.05	0.45
合 計				10	45					0.05	0.45
特定排出水以外の排出水	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	合 計										
その他の参考事項	No. 2、3は雨水専用排水口										
	汚水等を全量下水道に排水する場合は、その旨を記入し、 特定排出水等の欄は記入不要です。										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚染負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{no}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{po}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

京都府告示「りん含有量に係る総量規制基準」の別表
に掲げる整理番号を記入してください。

		指定項目の別							P		
特定排水	業種 その他 区分	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)					汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Q _{co}	Q _{ci}	Q _{cj}	通常	最大	
	214	1	3	10	45				0.01	0.135	
	合 計			10	45				0.01	0.135	
特定排水 以外の排水	種類及 び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	合 計										
その 他 参 考 事 項	No. 2、3は雨水専用排水口										
	汚水等を全量下水道に排水する場合は、その旨を記入し、 特定排水等の欄は記入不要です。										

備考

- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
- 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚染負荷量の項には、指定項目について記載すること。
- 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{no}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
- 4 りん含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{po}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
- 5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

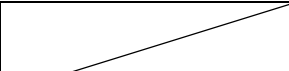
京都府告示「窒素含有量に係る総量規制基準」の別表に掲げる整理番号を記入してください。

		指定項目の別		N						
特定排水	業種 その他区分	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)			汚濁負荷量 (kg/日)		※	
		通常	最大	通常	最大	Q _{co}	Q _{ci}	Q _{cj}		通常
	214	3	5	10	45				0.03	0.225
	合 計			10	45				0.03	0.225
特定排水以外の排水	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)				
		通常	最大	通常	最大	通常	最大			
	合 計									
その他の参考事項	No. 2、3は雨水専用排水口 汚水等を全量下水道に排水する場合は、その旨を記入し、特定排水等の欄は記入不要です。									

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚染負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{no}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{po}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

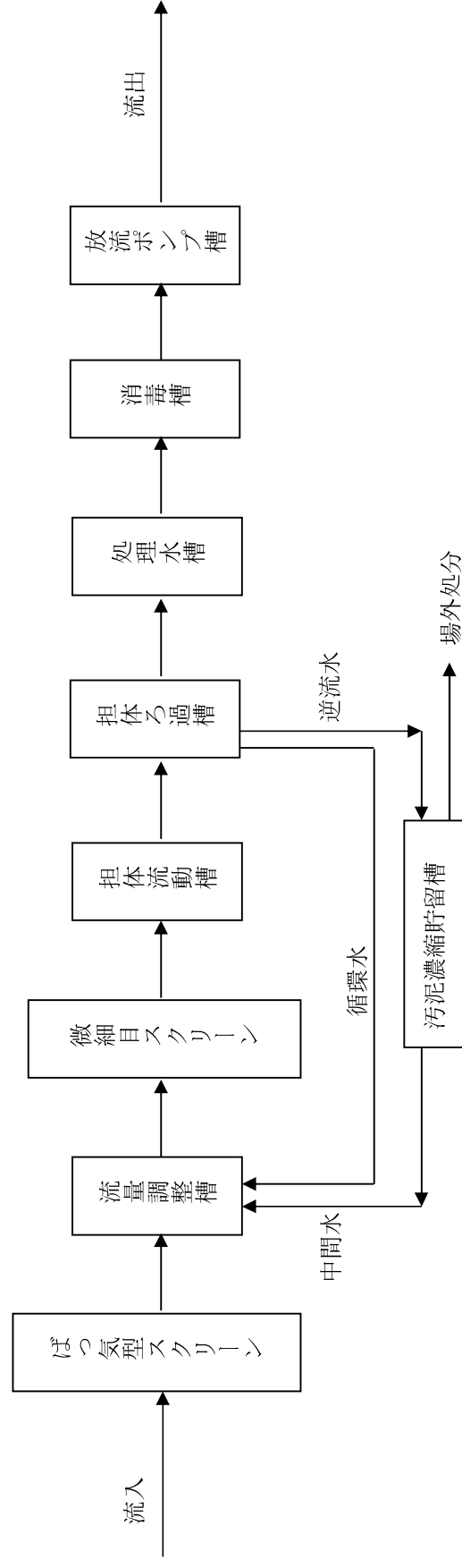
別紙 6

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統	別添4「用水及び排水の系統図（平面図）」を参照		
用 途 別 用 水 使 用 量	用 途	使 用 水	用水使用量（m³／日）
	業務用水	水道水	10
	合 計		10

【排水処理の系統図】

- 排水処理施設の種類及び型式：□□社製□□型、合併処理浄化槽
- 処理の方式：流量調整型担体流動ろ過循環方式



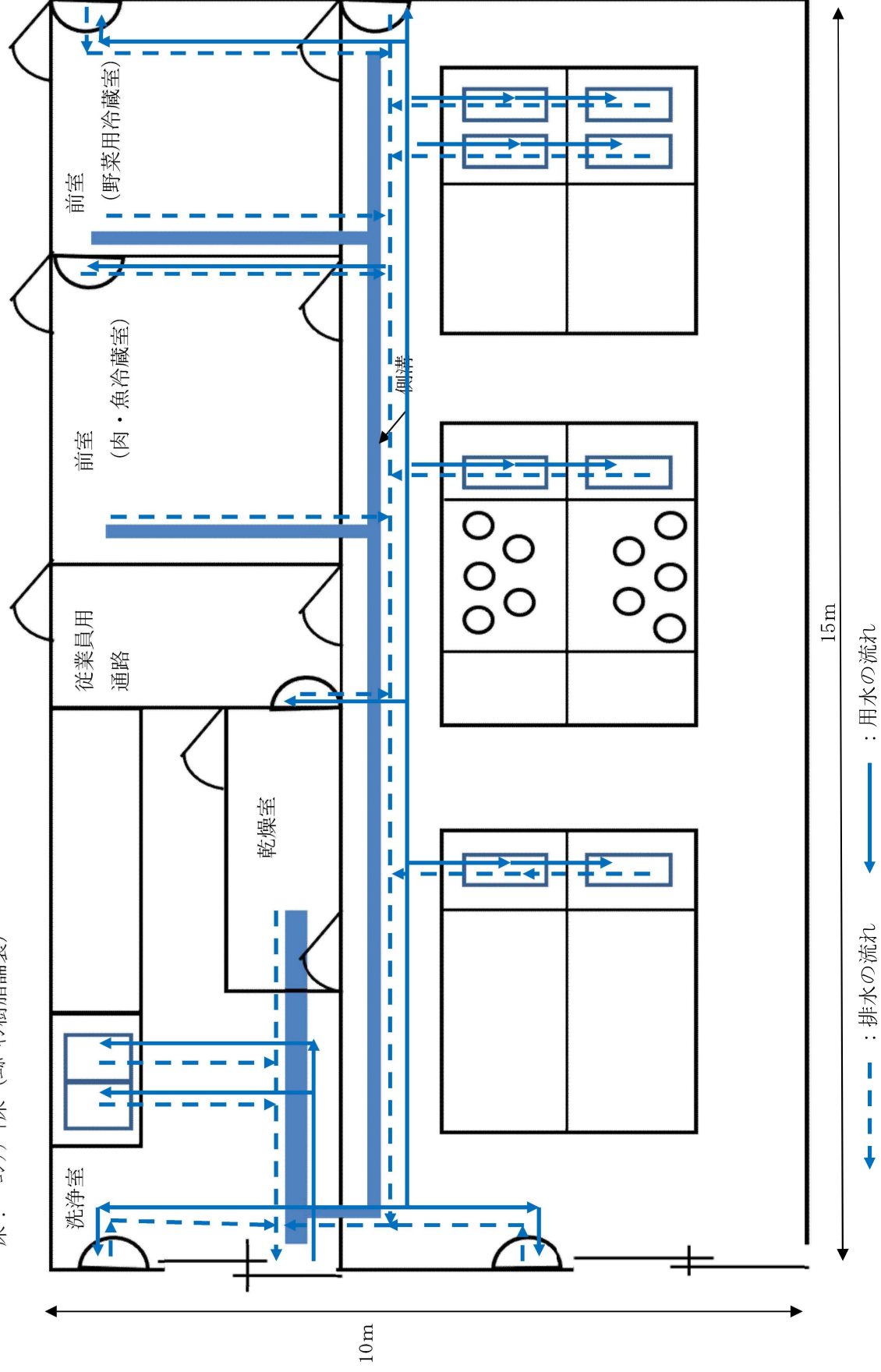
【特定施設の構造図】

- No. 1 (66 の 3 (イ) 旅館業の用に供するちゅう房施設) (単位 m)

構造：壁：（床から 1 m まで）コンクリート下地にステンレス貼り、コンクリート下地にキッチンパネル貼り

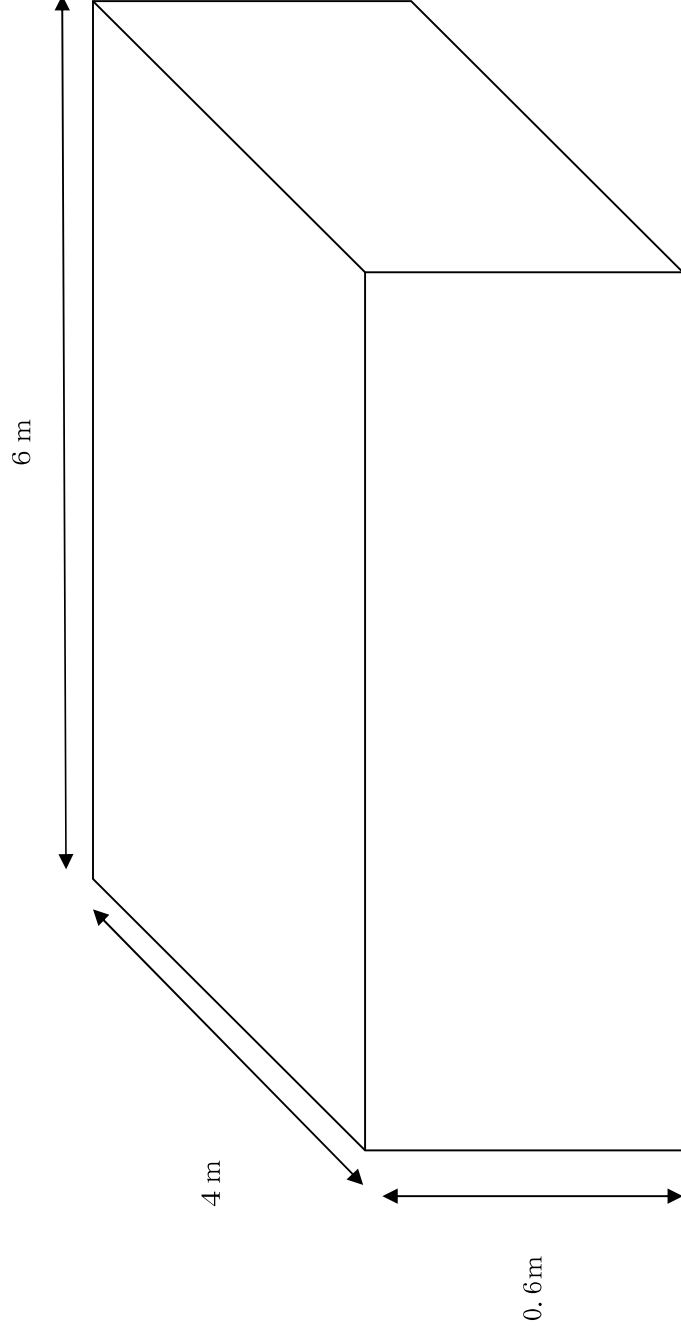
床： コンクリート床（エポキシ樹脂舗装）

別添 2



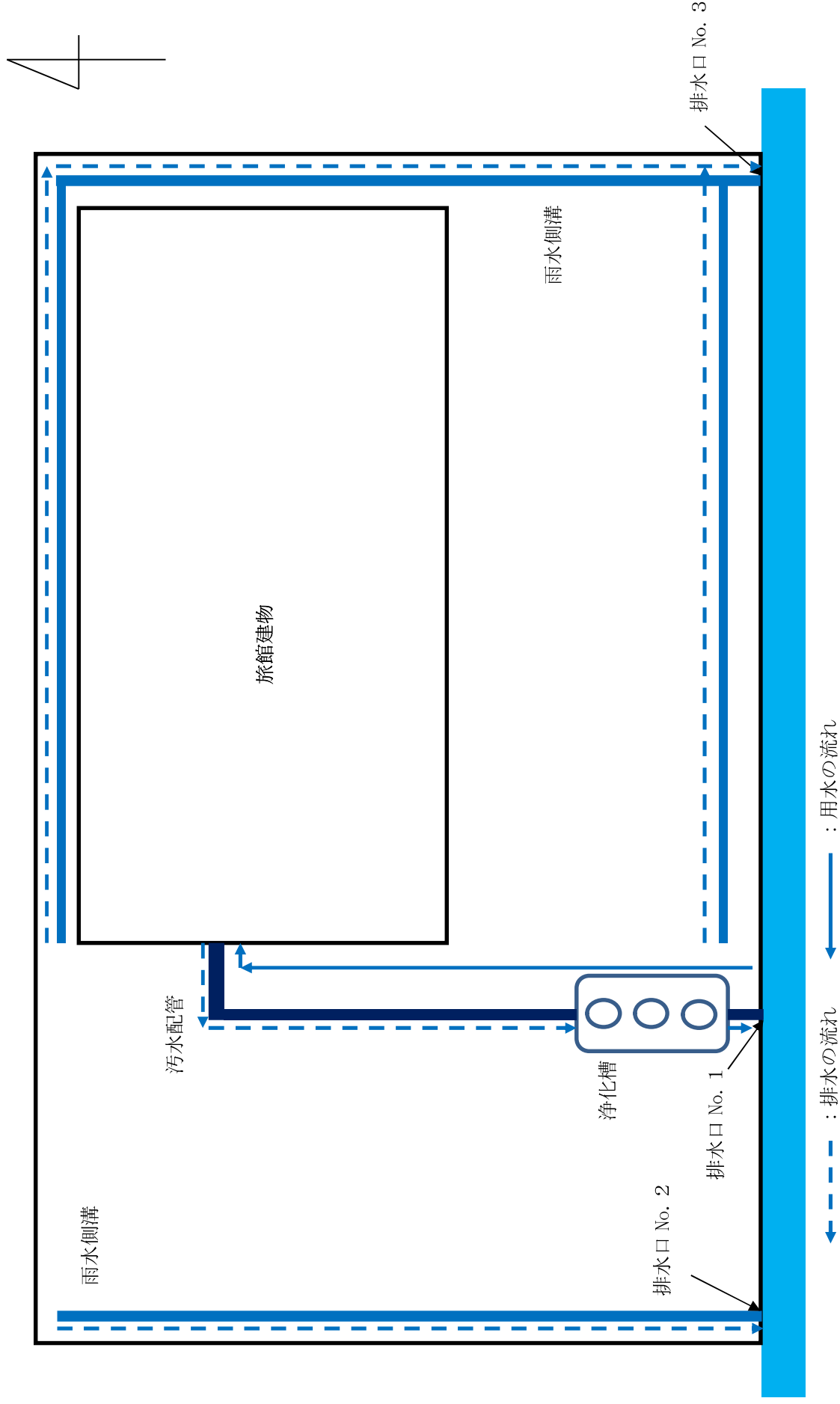
- No. 2 及び No. 3 (66 の 3 (ハ) 旅館業の用に供する浴場施設) (単位 m)

構造：御影石作り

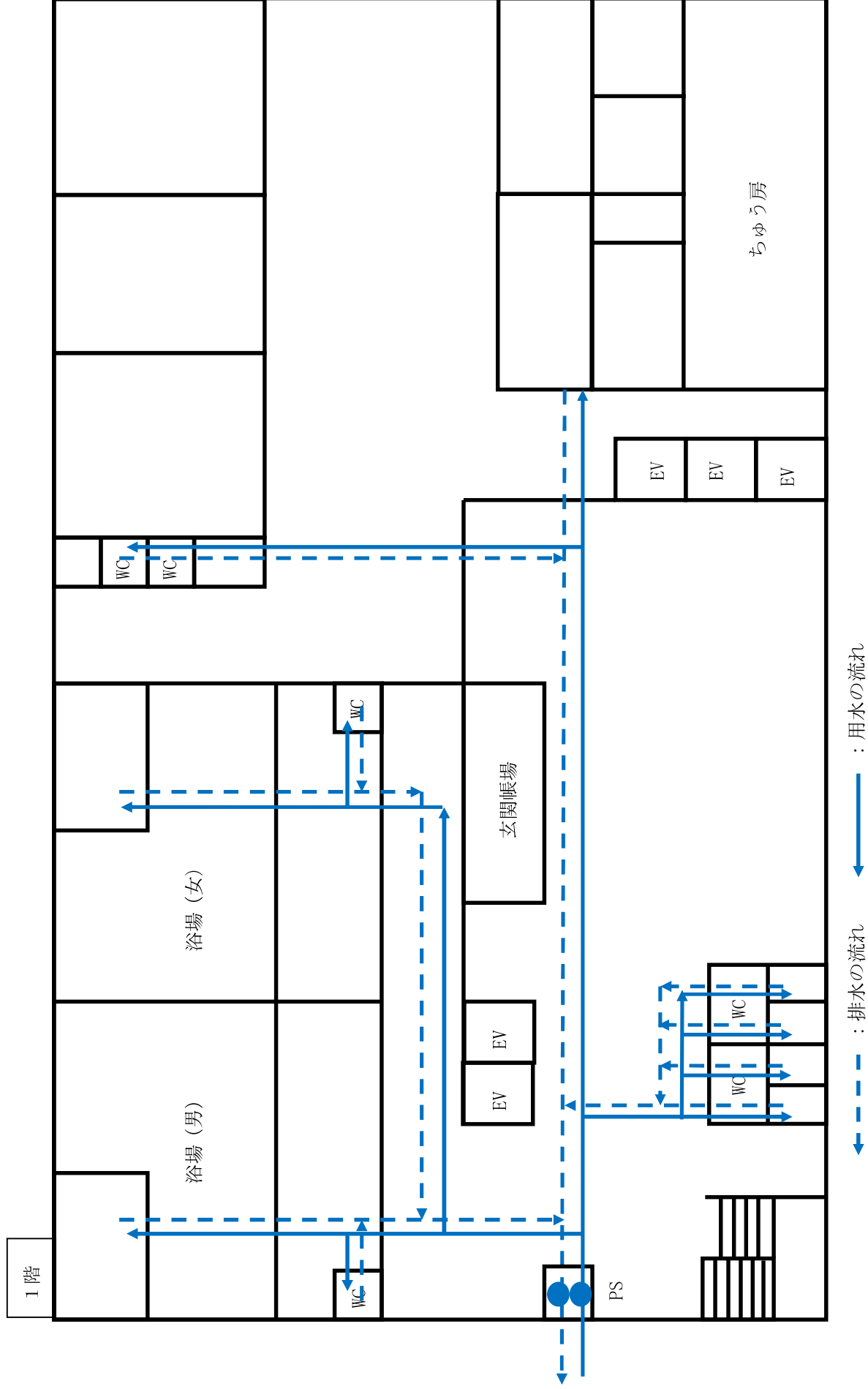


【配置図】

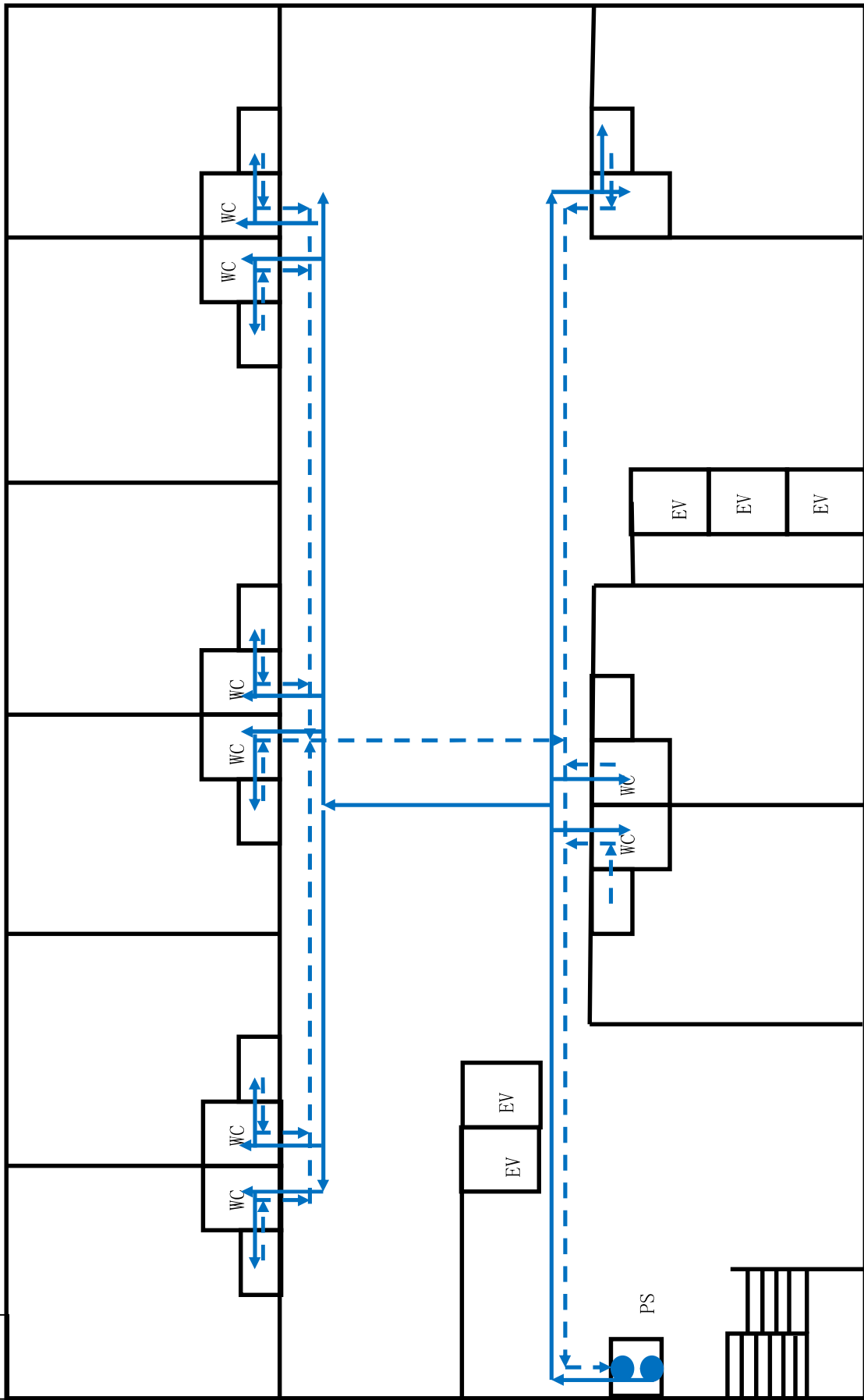
別添 3



【各階平面図及び用水及び排水系統図（平面図）】



2 階

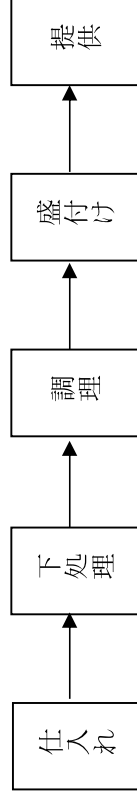


— — — — — : 排水の流れ ————— : 用水の流れ

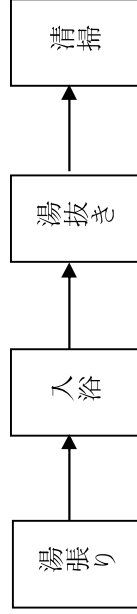
【作業系統図】

別添5

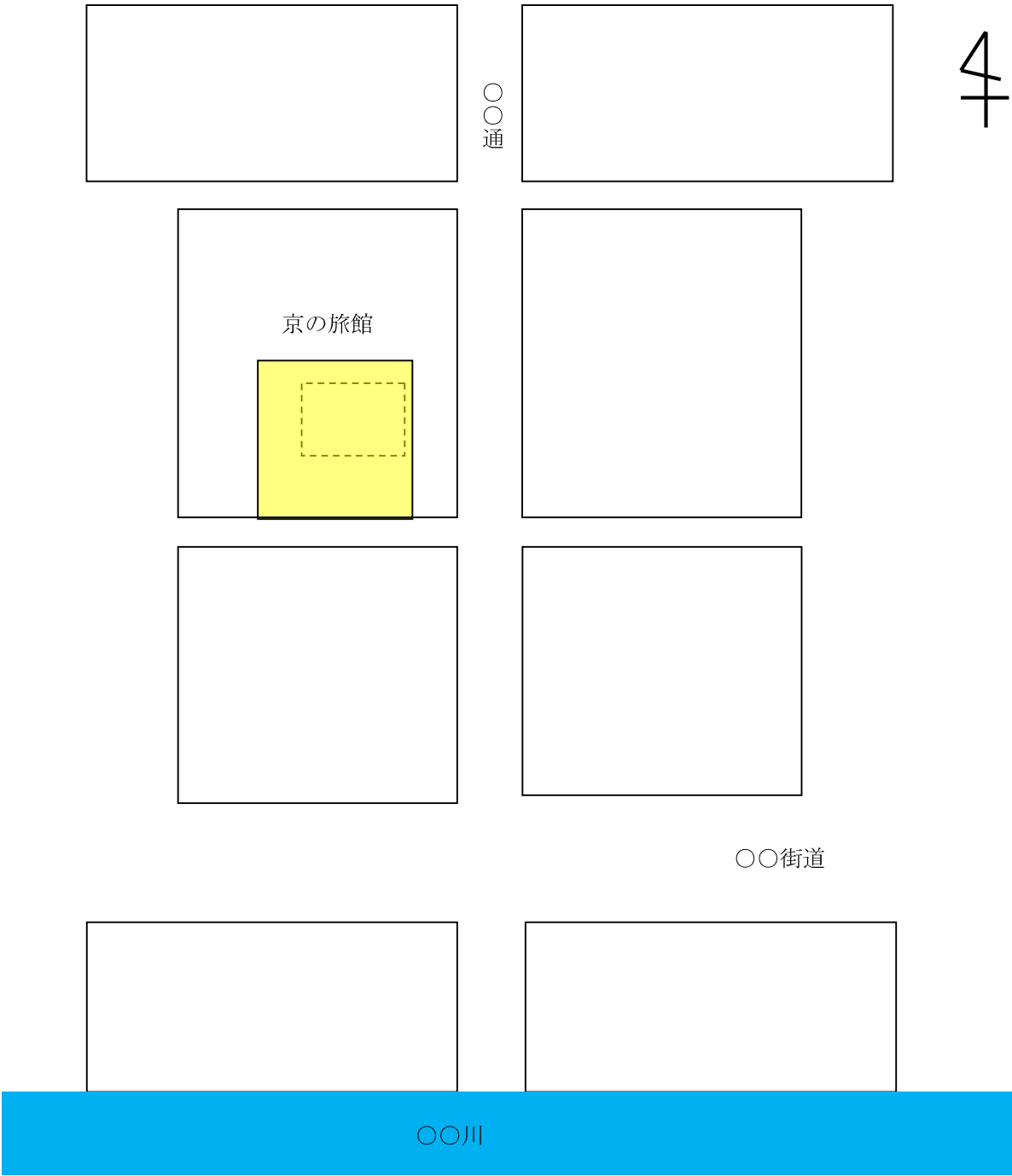
○ 厨房施設



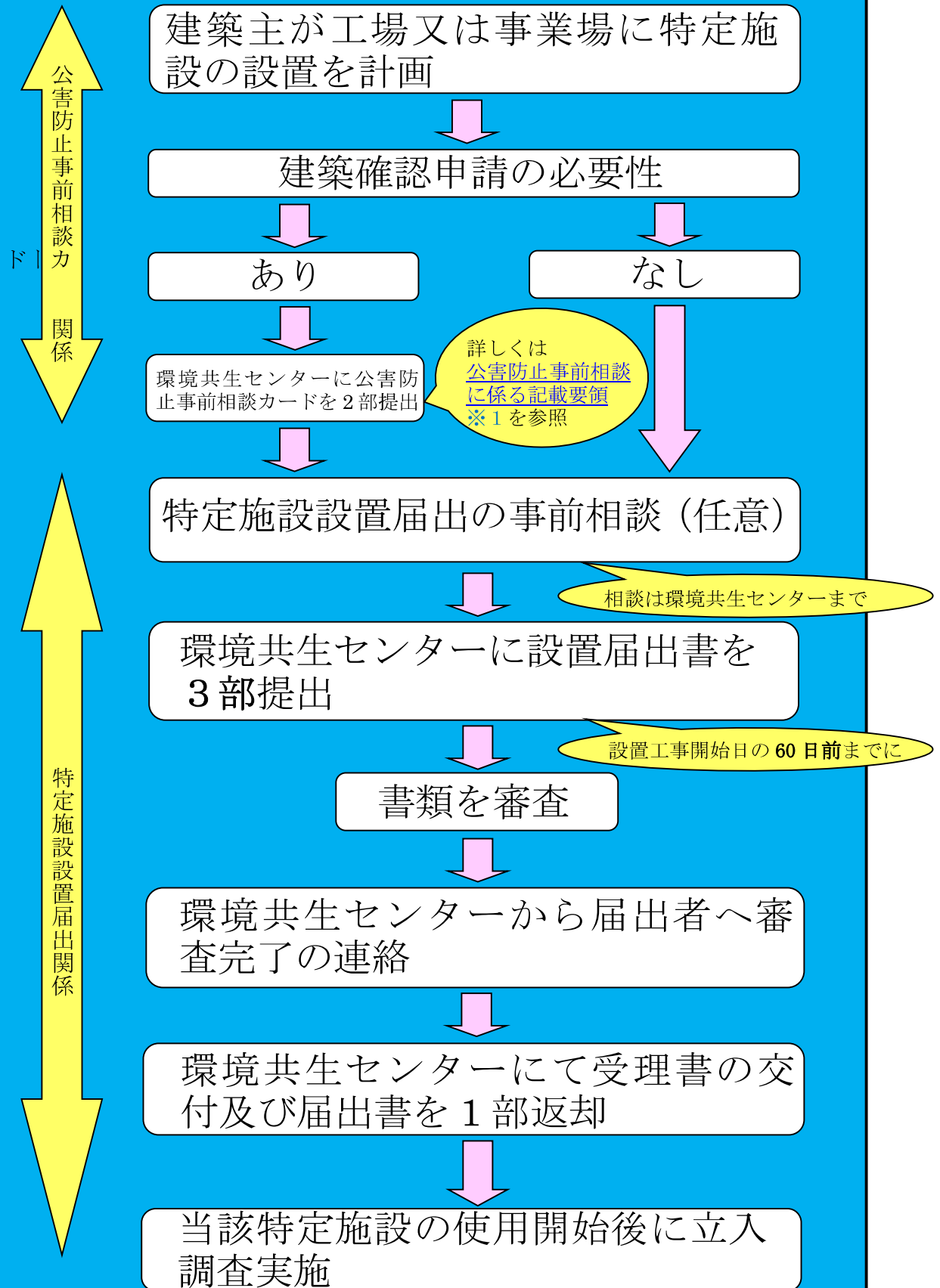
○ 入浴施設



【付近見取図】



水質汚濁防止法に基づく特定施設の 設置に係る届出のフロー図



※1 <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000170725.html>